

とうきょう共済

## 火災共済復旧サポート制度導入

# 早期復旧工事ニーズに対応

東京都火災共済協同組合(とうきょう共済)は10月から、「火災共済復旧サポート制度」を導入した。住宅や事業所、工場などの損害を受けた火災共済契約者が早期の復旧工事を望む場合に、とうきょう共済が提携する建設工事業者のネットワークを活用して工事を手配し、日常生活の回復や事業の再開をサポートする。近年問題となっている悪質修理業者とのトラブルを防止する効果も期待できる。

物や道路工作物の復旧工事では50年以上の実績がある。また、ウエブサイト上で鑑定や復旧工事の仕事を建築専門家と結ぶマッチングサービスや、各地域の建築専門家と

る。気候変動の影響などにより、自然災害が年々巨大化・頻発化しており、ひとたび大規模な自然災害が発生すると被害が広範囲にわたることから、建物などの修理業者の手配が追いつかず、共済金の支払いが遅くなるケースが増えている。また、契約者がなじみの修理業者を持たない場合も多く、事故や災害が発生した後、とうきょう共済

しまい、高額な解約手数料を要求されるケースも多数発生している。とうきょう共済では、相互扶助・相互信頼の理念に基づき、組合員である中小企業・小規模事業者に対して必要な補償と付加価値の高いサービスの提供で事業支援を行うことを基本理念に掲げている。昨今の火災共済契約者をめぐる状況を踏まえ、これまで以上に寄り添った対応が必要との認識の下、火災共済がカバーする幅広い事故に対応する信頼できる修理事業者と提携して今回の新制度を導入した。とうきょう共済の恒川浩二理事長は、「共済業界の中で全く新しいチャレンジだったが、たとえ広域自然災害が発生しても、安全で信頼できる修理業者をすぐに手配し、お客さまの生活や事業が早期に復旧できる体制を備えること

がお客さまの希望に応えることだと考え、火災共済復旧サポート制度を構築した。万が一の事故の際にはぜひ多くの方に利用いただき、お客さまのリスク回避に役立ててもらえればと思う」として、今後の制度の普及に意欲を示している。

とうきょう共済の火災

共済制度では、事故・災害の発生で契約者が物件の損害を確認し、とうきょう共済や取扱代理所に

よう共済職員がすぐに現



恒川理事長

場立ち合い調査を行う。今回の新サービスでは、立ち合いの際に契約者が早期の復旧工事を希望する場合には、とうきょう共済職員が提携する(株)オーレンス社に連絡して工事業者を手配する。オーレンス社は、年間1万5000件以上の損害鑑定調査や復旧工事を行う建設工事業者および一級建築士事務所、自社に一級・二級建築士、建築施工管理技士、損害保険鑑定人など多数の有資格者が所属しており、建

ンライン上でつないで協業で立ち合い調査を行うサービスを提供しており、自社内の人材や建築専門家のネットワークの中から最適な事業者を選んで事故現場に派遣し、早期着工を図る。火災共済復旧サポート制度の導入には近年の社会環境の変化が背景にあ

職員が対面で立ち合い調査を行うと、修理業者の紹介を依頼されることも少なくないという。一方で、最近は大規模災害の後に発生した悪質商法トラブルが発生する傾向があり、問題ある住宅修理業者や保険金(共済金)請求代行業者と契約者が修理契約を結んで

職員の信頼できる修理事業者と提携して今回の新制度を導入した。とうきょう共済の恒川浩二理事長は、「共済業界の中で全く新しいチャレンジだったが、たとえ広域自然災害が発生しても、安全で信頼できる修理業者をすぐに手配し、お客さまの生活や事業が早期に復旧できる体制を備えること